

熱 監 第 33 号

令和 3 年 1 月 6 日

熱海市長 齊 藤 栄 様

熱海市監査委員 山 田 義 廣

熱海市監査委員 杉 山 利 勝

令和 2 年度 定期監査（学校）の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査。

なお、本監査は熱海市監査基準に準拠して実施した。

## 2 監査の対象

(1) 中学校：1校 熱海中学校

(2) 小学校：3校 桃山小学校、第一小学校、第二小学校

## 3 監査の期間

令和2年10月19日（月）～令和3年1月6日（水）

## 4 監査の範囲

令和2年度における学校の財務に関する事務の執行及び施設の維持管理状況

## 5 監査の着眼点 監査にあたっては、次の項目を主眼点とした。

(1) 会計処理に関する事項

(2) 庶務・サービス・物品管理に関する事項

(3) 施設の維持管理・安全に関する事項

(4) 勤怠管理に関する事項

## 6 監査の方法

各学校において、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、学校長、事務担当者及び教育委員会所管課職員から説明を聴取するとともに、あらかじめ提出を求めた関係書類、諸帳簿等を抽出し、照査するなどの方法により監査を実施した。

また、必要に応じて施設を視察し、管理状況等について監査を実施した。

## 7 監査の結果

事務の執行状況及び施設の維持管理状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に口頭で是正を求めたところであるが、これらの事項については、速やかに対処されたい。

監査の結果に関する報告は以上のとおりであるが、地方自治法第199条第10項の規定により、次のとおり意見、要望を申し添える。

## 8 意見、要望

### (1) 私費会計の取扱いについて

学校徴収金の取扱いについては、「熱海市立小・中学校 学校徴収金取扱基準」に規定されている会計監査をすることになっており、事前に提出した監査資料において、監査を行っていない徴収金について質疑したところ、実施していることが確認され、概ね適正と認められた。

学校徴収金については、その徴収方法、徴収金額及び教育活動における重要性等を考慮し、公費同様に十分な注意義務を持ち、取扱基準に則った会計の処理に努め、不正や事故等の生じない会計処理を求めるものである。

### (2) 物品管理及び薬品管理について

備品管理については、備品台帳及び現品を検査した結果、おおむね適正に管理しているものと認めた。

理科室、理科準備室の施錠や鍵の管理、毒物・劇物を含む薬品の保存状況は良好であるが、「薬品管理台帳」及び「薬品の管理・保管点検票」の取扱いについては、点検者印

等が漏れている箇所があったため、「校内薬品管理規定」に沿って是正していただきたい。

(3) 郵券（切手、はがき）の管理について

担当者が現物と受払簿の現在高の突合を確実に行うとともに、適時に人を代えて二重のチェックを行っており、適正に管理しているものと認めた。

(4) 出勤簿・休暇簿等について

出勤簿及び休暇簿については、おおむね適正に管理しているものと認めた。

(5) 学校施設の維持管理について

校舎及び付属施設においては、雨漏りや老朽化による不具合等が見受けられた。学校側は、迅速な対応を強く望んでいるものの、老朽化とともに補修を要する箇所や、費用も増加傾向にあり、今後の厳しい財政状況の中、多額な修繕費の確保が難しいものと思われる。しかしながら、生徒の安全確保を図る観点から、適切な修繕が実施できるよう、予算確保については、財政担当課と十分協議し、早期に改善を図っていただきたい。